

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 概要

令和4年1月17日

労働基準局安全衛生部安全課

2050年カーボンニュートラル社会に向けた「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検」に基づき、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に、以下の内容が盛り込まれた。

労働安全衛生法における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり、バイオマスボイラー普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置する。

専門家による検討により、木質バイオマス温水ボイラーの特殊性を踏まえた安全性が確認されたことから、関係法令を改正し規制区分を緩和

政令改正

【1】以下の木質バイオマス温水ボイラー※について「特定機械等」又は「小型ボイラー」から「簡易ボイラー」に規制区分を変更

※既存の「簡易ボイラー」と安全性が同等と評価

① ゲージ圧力0.1MPa以下で、伝熱面積16㎡以下のもの

② ゲージ圧力0.6MPa以下かつ100℃以下で使用するもので、伝熱面積32㎡以下のもの

①②は、簡易ボイラーとして譲渡等の制限（構造規格を具備しない場合の譲渡等の禁止）を受ける

【2】施行日（3月1日）前に製造され又は製造に着手された①②のうち、改正前に「特定機械等」又は「小型ボイラー」に区分されたものであって、改正後の「簡易ボイラー等構造規格」を具備していないものは、施行後1年間、引き続き「特定機械等」又は「小型ボイラー」として取り扱う【経過措置】

告示「簡易ボイラー等構造規格」改正

上記政令改正にともない、「簡易ボイラー等構造規格」を改正

（主な改正点）

上記の②（使用温度100℃以下の条件あり）を「簡易ボイラー」に追加することを踏まえ、当該条件を担保する以下の規定を追加する 等

- ・ 水温を100度以下とする自動温度制御装置及び100度を超えた場合の冷却装置の設置
- ・ 異常時に燃料供給を遮断し、逆火を防止する燃焼安全装置の設置

等

【参考】 温水ボイラーの規制区分及び規制の概要

労働安全衛生法においては、ボイラーは、その危険性の程度に応じて、危険性の高い方から、「特定機械等」「小型ボイラー」「簡易ボイラー」と、3つの規制区分を設け、規制の程度に差を設けている。

今般改正は、木質バイオマス温水ボイラーのうち、「特定機械等」又は「小型ボイラー」に該当するもののうち、一定のゲージ圧力等以下のものを、「簡易ボイラー」へと規制区分を変更(規制緩和)するものである。

規制区分	規制の概要
特定機械等	<ul style="list-style-type: none"> ○「ボイラー構造規格」の具備 ○以下の検査等の受検義務あり <ul style="list-style-type: none"> ・製造許可(都道府県労働局長) ・製造時等検査(登録製造時等検査機関) ・落成検査(所轄労働基準監督署長) ・性能検査(登録性能検査機関) ○取扱いに係る就業制限あり(ボイラー技士免許等)
小型ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ○「小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格」の具備 ○以下の検定の受検義務あり <ul style="list-style-type: none"> ・個別検定(登録個別検定機関) ○取扱いには特別教育が必要
簡易ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ○「簡易ボイラー等構造規格」の具備 ○検査・検定の受検義務なし ○取扱いに係る資格・教育は不要

